最重点項目

IV 地域経済の活性化

18 中小・小規模事業者の新たなビジネス展開に対する支援拡充について

【経済産業省(中小企業庁)】

【提案・要望事項】

- (1) ウィズコロナ・ポストコロナ時代における社会経済環境の変化に対応するための経営戦略に基づいて、新たなビジネスモデルの展開に挑戦する中小・小規模事業者の取組を幅広く支援すること。
- (2) 地域の中小・小規模事業者による新たなビジネスモデルの導入を 後押しする地元自治体への財政支援を拡充すること。

【現状と課題(背景・理由等)】

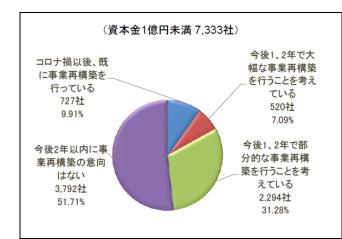
- 〇新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊・飲食業をはじめ多くの業種が厳しい経営を強いられる環境の中、本県では、将来に向かって効果が持続することを見据え、飲食店の3密回避やテイクアウト導入等の新しいビジネス展開を支援する「えひめ版協力金パッケージ」を昨年5月に創設し、合計で約1万3千件の申請を受け、15億円を支給するなど、コロナ禍の早い時点から、県内事業者の新たなビジネスモデルへの転換などを後押ししてきた。
- 〇国においては、中小企業等事業再構築促進事業により、業態転換や規模拡大等を支援しているものの、主に対象となるのは、中堅企業や比較的規模の大きい中小企業であり、本県の約99%を占める中小・小規模事業者は、経営体力に乏しく、当面は本業で生計を維持しながら、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新たなビジネス展開を模索している状況にある。
- 〇このため、本県では、新たなビジネスモデルの展開に挑戦する意欲ある事業者を支援するため、新たに新型コロナウイルス感染症対応新ビジネスモデル展開促進事業を実施しているが、財政上の制約もあり、支援は1,000件程度にとどまる見込みである。(県内の中小・小規模事業者数:約44,000者)
- 〇ついては、経営基盤がぜい弱な中小・小規模事業者が多い地方の実情を踏ま え、中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業について、 多くの事業者が活用できるよう柔軟な対応とあわせ十分な財源措置を講じ、 早期かつ着実に地域の事業者に支援が届くよう実施するとともに、地域独自 の取組に対しても財政支援の拡充を講じるよう要望する。

【実現後の効果】

◇社会経済環境の変化に応じた新たなビジネス展開による地域経済の活性化

県担当部署:経済労働部 産業支援局 経営支援課

〇企業における事業再構築の検討状況



「事業再構築」実施または検討企業の業種(降順・上位15業種),						
順位	業種	構成比	回答数	母数		
1	飲食店	84.38%	54	64		
2	娯楽業	77.36%	41	53		
3	織物・衣服・身の回り品小売業	75.00%	21	28		
4	映像·音声·文字情報制作業	73.08%	38	52		
5	繊維・衣服等卸売業	71.05%	54	76		
6	印刷·同関連業	70.18%	80	114		
7	その他の生活関連サービス業	68.52%	37	54		
8	インターネット附随サービス業	66.67%	16	24		
9	繊維工業	66.33%	65	98		
10	広告業	65.31%	32	49		

出典:東京商エリサーチ「第 12 回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」(R3.1.21 公表)

○国事業と県事業の比較

	【国事業】 中小企業等事業再構築促進事業	【県事業】 新型コロナウイルス感染症対応 新ビジネスモデル展開促進事業費
予算総額	1 兆 1485 億円	11 億 1975 万円
	·通常枠(中小企業) 2/3 100万円以上、6,000万円以下	
補助率等	·卒業枠(中小企業) 2/3 6,000 万円以上、1 億円以下	2/3
111111111111111111111111111111111111111	·通常枠(中堅企業) 1/2 100 万円以上、8,000 万円以下	50 万円以上、100 万円以下
	・グローバル V 字回復枠(中堅企業) 1/2 8,000 万円以上、1 億円以下	
	・通常枠(中小企業): 予算上限まで	
採択 予定	·卒業枠(中小企業): 400 件	1,000 件
件数	・通常枠(中堅企業): 予算上限まで	1,000
	・グローバル V 字回復枠(中堅企業): 100 件	
対象者	中小企業、中堅企業	中小企業、小規模事業者

19 企業の地方移転の促進に向けた対策の強化について 【内閣府】

【提案・要望事項】

企業の地方移転の促進に向け、コロナ禍の影響や企業の意見を踏まえた総合的な方策を検討のうえ、対策を強化すること。

- (1) 地方移転を促進するインセンティブの強化
 - ・東京一極集中の是正に向け、東京圏から地方に本社を移転した企業 に対する補助制度の創設など、企業の地方移転を促進するための十 分な財政措置を講じること。
 - ・地方拠点強化税制における雇用促進税制を受けるための要件として、法人全体の従業者数の増加を求めず、移転先の増加数により判断する制度とすること。
- (2) サテライトオフィス誘致に取り組む自治体への支援継続
 - 自治体によるサテライトオフィス誘致に向けた取組を支援するため、地方創生テレワーク交付金の交付期間を延長すること。

【現状と課題(背景・理由等)】

- ○東京一極集中は、地方の衰退を招くだけでなく、少子化の加速、災害・感染 症対策などの危機管理の観点からも是正する必要がある。
- 〇国においては、地方拠点強化税制により、企業の地方移転を推進しているが、 本社機能の移転はBCPの観点のみならず、経営合理化を図るために実施す ることが想定されることから、十分な効果を得るためには、雇用者数に関す る要件緩和など、制度の見直しが必要。
- 〇コロナ禍を受け、都市部企業のオフィス分散化の動きが発現しており、地域 経済活性化やSDGsの達成を目指す地方にとって、移転を働きかける好機。
- ○社会情勢の変化に対応しながら、地方創生の取組を一層推進していくため、この機を捉え、東京一極集中を是正するための大胆な施策を、国の責務として立案、実行することを求めるものである。

【愛媛県内の取組】

企業立地に係る県独自の優遇制度について、「本社機能を有する事務所を支援対象に追加」、「県外からの異動者に対する助成金の額の引き上げ」などの見直しを行い、都市部企業のサテライトオフィス誘致を促進(R3.4.1改正)。

【実現後の効果】

県内に都市部の企業の拠点が立地することは、雇用創出、関連産業への波及効果が期待され、取組を推進し、企業の地方移転が実現することにより、若年層の大都市圏への流出防止、UIJターン促進が図られる。

県担当部署:経済労働部産業雇用局企業立地課

〇地方拠点強化税制

企業が本社機能の移転・拡充を行う場合、一定の条件の下、法人税や不動産取得税等の税制 等に関し、優遇措置を受けることを可能とする国の制度。

優遇措置を受けるには、事業者が作成する「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」について、県の認定が必要。

区分	}	内 容		
東京 23 区から地方	オフィス減税	建物、附属設備、構築物の取得価額に対し、特別償却 25%また		
へ本社機能を移転		は税額控除7%		
(移転型)	雇用促進税制	雇用増1名につき初年度 50 万円		
		+ 上乗せ分40万円×3年の税額控除(最大)		
地方に所在する本	オフィス減税	建物、附属設備、構築物の取得価額に対し、特別償却 15%また		
社機能の拡充		は税額控除4%		
(拡充型)	雇用促進税制	雇用増1名につき30万の税額控除(最大)		

〇地方創生テレワーク交付金

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に国全体のリスクとして顕在化した東京圏への一極集中の是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現のため、国においては、新たに「地方創生テレワーク交付金」を創設(令和2年度第3次補正予算)。

地方創生テレワークの推進により、地方への新たなひとの流れを創出する地方公共団体の取組を支援する方針。

- 予 算 額 100 億円
- 補助率 3/4 (高水準タイプ)、又は1/2 (標準タイプ)
- ・事業期間 1か年度

	地方創生テレワーク交付金の概要(まとめ)							
	高水	準タイプ <補助	率3/4>			標準タイプ	<補助率 1	1/2>
概要	地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した企業進出・滞在・移住の推進により、地方への新しい人の流れの創出を図る地方公共団体の取組のうち、目標とする進出企業数、移住者数等について高い水準を設定するとともに、企業進出・滞在・移住の好循環を創出し得る取組の自立性が高く、官民協働、政策間連携等の先駆的要素が含まれる事業					住の推進により、地方へ なの取組のうち、 目標と す	の新しい人の流 53進出企業数 、企業進出・	を活用した企業進出・滞 気れの創出を図る地方公 な、移住者数等について 帯在・移住の好循環を創
申請要件	地方創生テレワーク推進計画(国費事業1か年、その後の取組3か年)を策定し、2024年度(国費事業終了後3年後)のKPIを以下の通り設定すること ① サテライトオフィス等施設を利用する企業数を設定のうえ、そのうち、所在都道府県外の企業が3社以上② サテライトオフィス等施設の利用者数を設定のうえ、そのうち、所在都道府県外の利用者数の割合か5割以上 ③ 移住者数がサテライトオフィス等施設の所在する市町村の人口の0.01%以上				地方創生テレワーク推進計画(国費事業 1 か年、その後の取組 3 か年)を策定し、2024年度(国費事業終了後3年後)のKP 1 を以下の通り設定すること ① サテライトオフィス等施設を利用する企業数を設定のうえ、そのうち、所在都道府県外の企業が1社以上 ② サテライトオフィス等施設の利用者数を設定のうえ、そのうち、所在都道府県外の利用者数の割合が3割以上 ③ 移住者数を設定			
審査方法	<u>有識者</u> による審査 <u>事務局</u> による審査							
対象団体	①東京圏外の地方:	公共団体、②東京国	圏内の条件不利地域	· を含む市I	町村、(東京圏内の都県のう	5②の域内に	事業を限定して行う都県
対象事業			治体所有施設整備等 (既存施設等活用等			ライトオフィス等開設支援 支援事業(返還制度		所有施設開設支援等)
事業期間等	国費事業1か年度	(国費事業終了後	の取組3か年度)					
	○施設整備・運営費 ※ 事業2 事業2 一施設整備・運営 表情する施設の収容可能人数 (1施設あたり) 最大1,200万							字樂① 字樂② 字樂③
交付上限額 等		20人未満	20人以上50人未満	50人	以上	○進出支援経費(返	(還制度あり)	- 事業④
寺 ※事業費ベース	施設整備·運営	3,000万円	4,500万円	9,000		進出支援金 最大	100万円/社	t
	施設規模別の上限	3施設	2 施設	1施		(国費75万円、ま	または50万円)
				※最大3施設	受/団体			1

20 訪日誘客支援空港に対する支援の継続・拡充について 【国土交通省】

【提案・要望事項】

令和4年度以降も訪日誘客支援空港に対する支援を継続するととも に、新規就航・増便に加え既存路線も支援対象とするなど、制度を拡充 すること。

【現状と課題(背景・理由等)】

- 〇 本県では、松山空港の国際化に向けて、国際線の維持・拡充に積極的に取り 組み、平成30年度には開港後初めて国際線利用者が10万人、本県の外国人延 べ宿泊客数が20万人を突破したほか、令和元年度には、国際線の3路線体制 (上海線、ソウル線、台北線)を実現している。
- 国においては、平成 28 年 3 月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」の目標達成(訪日外国人旅行者数: 2020 年 4,000 万人、2030 年 6,000 万人)に向け、地方空港への国際線就航を強力に推進しており、翌 29 年 7 月には、松山空港を含む全国 27 の地方空港を訪日誘客支援空港に認定し、新規就航・増便に係る着陸料軽減や空港施設使用料補助などの支援を開始した。
- 〇 本県においても、松山空港が訪日誘客支援空港(拡大支援型)に認定された チャンスを最大限に活用し、路線誘致活動を積極的に展開した結果、平成 29 年 11 月にソウル線、令和元年7月には台北線の就航が実現し、さらに令和2 年4月からは台北線の増便が決定するなど、国際線の拡充を着実に進め、本県 を訪れる訪日外国人旅行者の拡大を図っていた。
- しかしながら、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響により、世界の航空需要は大幅に減少し、航空業界が大打撃を受ける中、松山空港においても、上海線、ソウル線、台北線の国際線3路線全でが運休となり、運航再開は未だ見通せない状況となっている。
- このような中、国では、令和2年度末までとしていた支援制度を3年度末まで延長するとしているが、仮に感染拡大が早期に収束し、航空需要が回復基調となった場合であっても、大きく落ち込んだ航空需要をコロナ禍以前の水準にまで回復させるには相当の期間を必要とするほか、厳しい経営状況にある航空会社が、地方空港への路線展開の方針を転換することも予想される。
- このため、国には、航空需要がコロナ以前の水準に回復するまでの間の支援 継続に加え、既存路線も新たに支援対象に含めるなど支援制度を拡充し、地域 活性化の核となる地方空港国際線への一層の支援を講じるよう強く要望する。

【実現後の効果】

◇ 松山空港国際線の早期再開・安定運航による地域活性化

県担当部署:観光スポーツ文化部 観光交流局 観光国際課 航空政策室

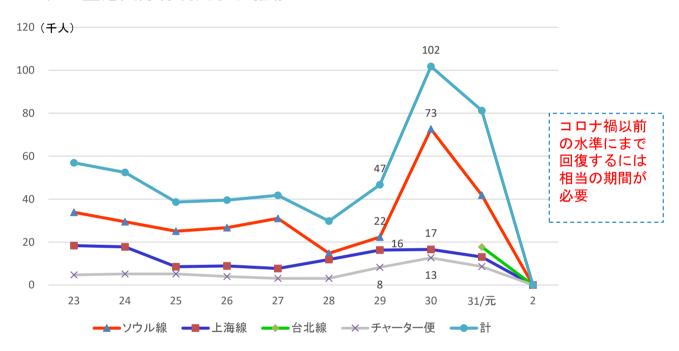
1 松山空港国際線就航状況

国際線就航状況

国際線	運航開始日	運航会社	便数	運航曜日
ソウル線	H29. 11. 2 (運航再開日)	チェジュ航空	3 便/週	火・木・日
上海線	H16. 7. 15	中国東方航空	2 便/週	月・金
台北線	R元. 7. 18	エバー航空	2 便/週	木・日

※2020年冬ダイヤ (新型コロナウイルス感染症の影響による運休を除く)

2 松山空港国際線利用状況推移



3 愛媛県外国人延宿泊者数



【出典】観光庁「宿泊旅行統計調査報告」

21 農林水産物の輸出拡大について

【農林水産省(水産庁)】

【提案・要望事項】

農林水産物の輸出拡大や競争力強化への対策を講じること。

- (1) かんきつの輸出における障壁に係る対策
 - ・台湾の残留農薬基準値について、日本と同レベルの設定を働きかけること。
 - ・インドネシアに、残留農薬検査品目へのかんきつの追加を働きかけること。
 - ベトナムとの温州みかんに係る植物検疫協議を加速化すること。
- (2) 水産物の輸出における障壁に係る対策
 - ・韓国・中国・台湾など関係各国に対し、放射性物質検査証明といった輸出 規制の撤廃について働きかけること。

【現状と課題(背景・理由等)】

〇県産農林水産物の輸出に係る取組

本県では、将来の国内市場縮小を見据えるとともに、TPP11や日米貿易協定など国際貿易協定の相次ぐ発効をチャンスと捉え、県産農林水産物の各国への輸出拡大に取り組んでいる。しかしながら、一部の国における規制が大きな障壁になっているため、更なる輸出拡大に向け、政府レベルでの働きかけが必要。

〇かんきつの輸出に係る課題

メインターゲットの台湾では、日本で一般的に使用され栽培管理上必要な農薬について、残留農薬の基準値が未設定のものや、日本と比べて厳しい値とされているものが多い。このため、台湾向けには特別栽培が必要となり、栽培・選果・輸送に係るコストが増大することから、生産者が栽培を敬遠している。

インドネシアでは、政府の食品安全に係る措置により、指定された品目については残留農薬検査を経て輸出が可能であるが、かんきつは指定がされていないことから、現地輸入事業者から要望があるものの、輸出ができない状況。

ベトナムについては、令和2年 10 月に、両国政府間で温州みかんに係る二 国間検疫協議の加速化が合意されたところであり、協議の進展を期待。

その他、中国に対してはそもそも輸出ができないほか、タイやニュージーランドでは、生産地域指定等の問題により輸出が困難な状況。

〇水産物の輸出に係る課題

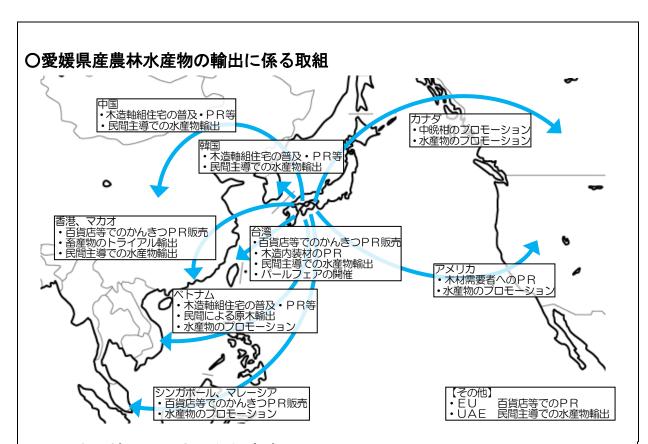
韓国、中国、台湾といった本県の輸出主要国においては、依然として科学的根拠に基づかないまま、輸出の際に産地証明書や放射性物質検査証明書の発行が求められており、輸出の大きな障壁となっているばかりか、県、民間とも大きな費用負担を強いられているところ。国における規制措置撤廃に向けての関係国・地域への働きかけの更なる強化や、輸出を拡大するに当たり当該事務が継続する間は、各種証明事務等に対する支援が今後とも必要。

【実現後の効果】

- ◇ 県産農林水産物の輸出事業が安定し、需要が拡大することで、国内外での価格形成力がより高まり、産地の活性化が期待できる。
- ◇ 本県農林水産業が国内外との競争に打ち勝つよう体質を強化することにより、本県農林水産業全体の維持・発展が図られる。

県担当部署:農林水産部 農政企画局 ブランド戦略課、

水産局 漁政課



〇かんきつ輸出に関する主な障壁

国・地域	現状
台湾	残留農薬検査基準が未設定及び日本よりも厳しいことから、台湾用の特別栽培
口/弓	が必要で、輸出が困難
インドネシア	植物検疫条件は整っているが、残留農薬検査品目リストにかんきつが掲載され
1 フトホンア	ていないことから、 <u>輸出不可</u>
中国	 政府間の植物検疫協議が整っておらず、輸出不可
ベトナム	政府间の他初快役励職が登りてあらり、 <u>棚田や可</u>
タイ	
ニュージーランド	生産園地だけでなく生産地域の指定も必要で、 <u>輸出が極めて困難</u>
ΕU	残留農薬検査基準が日本より厳しく、かつ生産園地指定が必要で、 <u>輸出が困難</u>

〇水産物輸出に関する輸入規制等(例)

国・地域	規制内容		産地証明書等発行機関
国 · 地域	輸入停止	産地証明等	医地址明音等光11 做闰
韓国	福島、宮城、岩手、青森、群馬、栃木、茨城、千葉(8県)	北海道、東京、神奈川、 愛知、三重、 <u>愛媛</u> 、熊 本、鹿児島(8県)	水産庁及び一部の道県 ※放射性物質検査は指定の検査機関
中国	福島、群馬、栃木、茨城、 宮城、新潟、長野、埼玉、 東京、千葉(10 都県)	その他道府県(<u>愛媛含</u> <u>む</u>)	水産庁及び一部の道県 ※放射性物質検査は登録検査機関又 は都道府県の検査機関
台湾	福島、茨城、栃木、群馬、千葉(5県)	岩手、宮城、東京、 <u>愛</u> 媛(4都県)	水産庁、一部の道県及び一部の商工会 議所 ※放射性物質検査は指定の検査機関

22 強いえひめ農業を支える基盤整備の推進について

【財務省・農林水産省】

【提案・要望事項】

強いえひめ農業を支える基盤整備の推進に必要な予算を安定的に確保するとともに、国営事業を着実に推進すること。

- (1) 産地の生産力や防災機能の強化に資する農業農村整備事業の推進
 - ・農業農村整備事業関係予算の総額を当初予算で確保すること。
- (2)「道前道後用水地区」など国営事業3地区の推進
 - ・「道前道後用水地区」を早期に事業着手するとともに「道前平野地区」 「南予用水地区」を着実に推進すること。

【現状と課題(背景・理由等)】

〇産地の生産力や防災機能の強化に資する農業農村整備事業の推進

農業従事者の減少・高齢化に加え、頻発・激甚化する自然災害、農産物貿易をめぐる国際環境の変化など、農業農村を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、農業の持続的な発展と農村の快適で安全・安心な暮らしの実現を図るためには、担い手の確保・育成など産地の生産力強化につながる基盤整備や農業農村の防災機能強化につながるため池等の防災減災対策を計画的かつ着実に推進する必要がある。また、これらの工事の実施にあたっては、農業生産活動への配慮が不可欠であるため、臨時措置的な補正予算ではなく、計画的な新規事業着手や円滑な工事の実施が見込める当初予算で必要額を確保する必要がある。

○国営かんがい排水事業「道前道後用水地区」の早期着手

国営道前道後用水施設は、4市2町に及ぶ道前道後平野の農地約10,000haの 農業生産を支える基幹的農業水利施設であるが、施設の老朽化により漏水等が 生じているほか、市街地近郊に位置する調整池の耐震性能が不足しているため、 早期に事業着手し、施設の長寿命化と耐震化を進める必要がある。

〇国営緊急農地再編整備事業「道前平野地区」の着実な推進

道前平野地域は、県内水田面積の約 20%を占める県下有数の穀倉地帯であるが、ほ場整備や排水対策が遅れ、農地集積や高収益作物への転換が進んでいない。新たな担い手の確保、農産物のブランド化、農業の I C T 化等の取組を加速するためにも、ほ場整備と排水対策を着実に進める必要がある。

〇国営施設機能保全事業「南予用水地区」の着実な推進

国営南予用水施設は、3市1町に及ぶ日本屈指の柑橘産地7,200haの高品質生産を支える基幹的農業水利施設であるが、施設の老朽化により漏水等が生じているほか、性能低下や耐震性能の不足による事故等が懸念されるため、施設の長寿命化と耐震化を着実に進める必要がある。

【実現後の効果】

- ◇ 農業経営の安定化とより一層の発展が図られ、農業所得が向上する。
- ◇ 産地の生産力の強化や防災機能の強化に加え、ブランド農産物の新たな産地 化や輸出の拡大等が図られ、競争力のある強いえひめ農業が確立される。

県担当部署:農林水産部 農業振興局 農地整備課

(1) 産地の生産力や防災機能の強化に資する農業農村整備事業の推進

県の取組

① 産地の生産力強化 (深刻な担い手不足や高齢化への対応等)

【重点推進事項】樹園地の再編整備の推進

- 産地の生産力強化に向けた拠点整備
- ・JAや農地中間管理機構等と連携し、**農地集積、改植、** ハウス等施設整備、先進技術の導入等と一体的に推進

(参考) 農地中間管理機構関連農地整備事業「下難波地区」

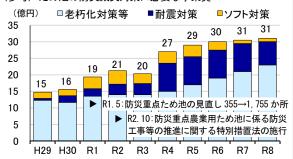


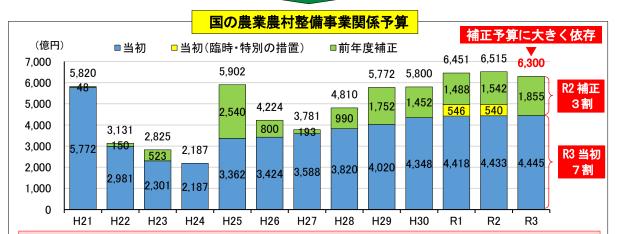
② 農業農村の防災機能強化 (頻発・激甚化する自然災害への備え)

【重点推進事項】ため池の防災減災対策の推進

- ・R 元から 20 年間で防災重点ため池約 300 か所を改修
- ・H29 から 10 年間で緊急性の高い約 30 か所を耐震整備
- ·R6までに防災重点ため池全てのハザードマップ作成

(参考) ため池の防災減災対策に必要な事業費





- ・ 農業農村整備の工事は、農業生産活動に配慮しながら進める必要があるため、**関係者との事** 前調整が不可欠であるほか、施工時期等の制約を受けることが多い
 - (例) 水田ほ場整備、ため池・用水路改修 → 非かんがい期(11月~5月)の施工が望まれる
- ・ 地元の整備要望に応えながら、本県の喫緊の課題である担い手対策や防災減災対策等を計画 的かつ着実に推進していくためには、 当初予算での必要額確保が不可欠

(2) 国営事業3地区の推進

① 道前道後用水地区

国営道前道後用水施設

- · 受益面積約 10,000ha
- 国営農業水利事業(1期:S32~42、2期:H元~25)で造成
- ・施設の老朽化等に伴い、漏水が発生、地震時の安全性が不足

全体実施設計(R2~)

施設の長寿命化と耐震化の詳細設計

早期事業化が必要

② 道前平野地区

道前平野地域

- 県下有数の穀倉地帯
- ・ほ場整備や排水対策が遅れ、農地 集積や高収益作物への転換が進 んでいない

国営緊急農地再編整備事業(H28~)

- 受益面積 677ha
- ・ほ場整備と排水対策

事業の着実な推進が必要

③ 南予用水地区

国営南予用水施設

- 受益面積 7, 200ha
- ・国営南予用水農業水利事業(S49~H11)で造成
- ・施設の老朽化等に伴い、維持修繕 費が増大、突発事故の発生が懸念

国営施設機能保全事業(H26~)

• 施設の長寿命化と耐震化

事業の着実な推進が必要

23 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載について

【文部科学省(文化庁)】

【提案·要望事項】

四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載

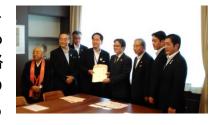
- ・四国が誇るべき四国遍路は、四国4県と、関係市町村、大学、霊場会、経済団体等が一体となって世界遺産登録に向けた取組や気運の醸成を図っており、国においても人類共通の遺産として将来にわたり保存・継承するため、世界遺産候補として暫定一覧表への追加記載を行うこと。
- ・札所・遍路道の文化財指定に必要な調査に関する予算の総額確保及び愛媛県への重 点的な予算配分を行うこと。

【現状と課題(背景・理由等)】

四国遍路は、四国の島一円に広がる弘法大師ゆかりの多数の霊場を巡る周回巡礼であり、巡礼者は霊場を巡りながら地域と交流し、地域の人々は道標等の整備や接待を通じて継続的な巡礼を支え、相互に救いをもたらしてきた。四国遍路は、多様な個人を救済する信仰の形を伝える証拠として世界遺産にふさわしいものである。

平成19年には四国4県及び58市町村が共同で国に提案し、世界遺産暫定一覧表記載候補の中で最上位の「カテゴリーIa」の評価を受けており、平成22年には、産官学民が一体となって「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会を設立した。

平成 28 年には4県知事や協議会会長等が文化庁に対し 暫定一覧表への記載を求める提案書を提出したところであ り、国から示されている課題を解決するため、札所と遍路 道の文化財指定を迅速に進めるとともに、国内外の同種の 資産との比較研究等幅広い観点から普遍的価値を証明する ための理論構築に取り組んでいる。



他方、国では、令和2年度末を目途に世界文化遺産の今後の在り方について議論を行い、そのとりまとめを踏まえ、暫定一覧表の見直しも検討する方針であり、暫定一覧表の記載物件は文化遺産が6件まで減少していることから、継続的な世界遺産登録を行うためにも追加記載を進めなければならない状況となっている。

【愛媛県内の取組】

〇史跡 伊予遍路道〔観自在寺道(愛南町)、稲荷神社境内及び龍光寺境内(宇和島市)、仏木寺道(宇和島市)、明石寺境内(西予市)、大寶寺道(西予市)、岩屋寺道(久万高原町(予定))、横峰寺道(西条市)、横峰寺境内(西条市)、三角寺奥之院道(四国中央市)〕 八幡浜街道笠置峠越(八幡浜市・西予市)

〇名勝 星ヶ森 (横峰寺石鎚山遥拝所) (西条市)

【実現後の効果】

◇ 地域の住民にとって、四国遍路が地域の大きな「誇り」となり、人類共通の遺産として保護・保存し、次の世代にしっかりと継承していくための契機となる。

県担当部署: 観光スポーツ文化部 文化局 まなび推進課 教育委員会事務局 管理部 文化財保護課

【これまでの経緯】

H19:四国4県・関係58市町村が暫定一覧表記載候補として文化庁に共同提案

H20:文化審議会文化財分科会「生きている伝統を表す資産としての価値は高いものの、

資産の保護措置と普遍的価値の証明が課題」

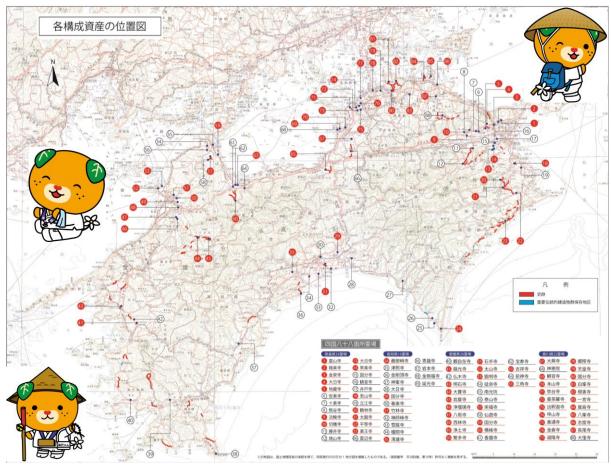
H22:「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会設立

H28: 4県知事等が文化庁に暫定一覧表への記載を求める提案書を提出

H29: 資産の保護措置の充実に向けた文化財保護計画を提出

R2:文化審議会が「我が国における世界文化遺産の在り方」を審議

【四国遍路の概要】



【本県の史跡・名勝】



観自在寺道 (愛南町)

稲荷神社境内及び龍 光寺境内 (宇和島市) 仏木寺道 (宇和島市) 明石寺境内 (西予市) 大寶寺道 (西予市)

岩屋寺道(久万高原町)



横峰寺道 (西条市) 横峰寺境内 (西条市) 三角寺奥之院道(四国中央市)

八幡浜街道笠置峙越 (八幡浜市·西予市) 星ヶ森〔横峰寺石鎚山遥拝所〕 (西条市)

24 次世代のトップアスリートの発掘・育成に対する 支援等の充実について 【文部科学省(スポーツ庁)】

【提案・要望事項】

- (1)本県のジュニアアスリート等がナショナルトレーニングセンター (NTC) 等の施設を使用できる仕組みを構築するとともに、国立スポーツ科学センター (JISS) と連携しながらスポーツ医科学を推進する体制の構築や機器類の購入費補助制度の新設を検討すること。
- (2)本県が整備した国体施設を全国レベルの大会等で活用できる仕組みについて、中央競技団体等と調整を図りながら構築すること。
- (3) 次世代トップアスリートの発掘・育成事業に係るスポーツ振興くじ助成支援の拡充及びオリンピアンや中央競技団体の優れた指導者から県内で直接指導が受けられるような仕組みを構築すること。

【愛媛県の取組と現状・課題(背景・理由等)】

- 愛媛県では、国体終了後も、えひめ国体で培った「レガシー」を活用した 競技力向上に取り組んでいるほか、平成27年度から「えひめ愛顔のジュニア アスリート発掘事業」を実施し、運動能力の高い小・中学生を、本県独自の プログラムで育成している。また、日本スポーツ振興センター(JSC)が設立 した「ワールドクラス・パスウェイ・ネットワーク」に加盟したほか、同セ ンターが実施するタレント発掘事業「ジャパン・ライジング・スター・プロ ジェクト」にも積極的に参加し、県内外のスポーツ関係者から高い評価を得 ている。
- 本県のアスリートの更なる育成・強化を図るため、NTC等の施設においてトレーニングを行うとともに、令和2年度に開設した「えひめハイパフォーマンス測定室」を活用し、JISSと連携したスポーツ医科学分野の支援に積極的に取り組むことが必要である。
- 本県では、「石鎚クライミングパーク SAIJO」が「JOC 認定競技別強化センター」に認定されており、更に有効に活用される仕組みの構築が必要である。
- 本県のジュニアアスリートの更なる育成を図るため、幅広い競技のトップアスリート(コーチ)を招聘し、質の高いプログラムを実施できるよう、スポーツ振興くじの助成対象規模や上限額の引き上げ等の財政的支援の拡充に加え、妥当な謝金単価により専門家の紹介を受けられる人材派遣システムの構築が必要である。

【実現後の効果】

- ◇ 地方レベルのアスリート発掘等事業で育成している児童・生徒が、NTC 等を利用し高度なトレーニングを行うことにより、更なる競技力や活動意欲の向上につながるとともに、中央競技団体が全国のアスリートの情報を集約するシステムが構築できる。
- ◇ 本県の競技施設を有効活用できるとともに、地域におけるスポーツの振興、 競技力の向上が図られる。
- ◇ 財政的支援の拡充による充実した育成・強化事業を展開することで、トップレベルの指導者から直接指導、助言を受ける機会が増え、ジュニアアスリートの意欲や資質の更なる向上が期待できる。

県担当部署:観光スポーツ文化部 スポーツ局 競技スポーツ課

令和2年度の状況

【えひめ愛顔のジュニアアスリート発掘事業】

1 **育成プログラム** 各プログラム等の実施状況:毎月2~3回程度(土曜日)に実施

<u> </u>	4.025mm///pr · 时71.7	6 四位文(工作日)(C 天)地			
プログラム名		内容			
身体能力開発	コオーディネーション トレーニング	神経系の運動機能向上を図るトレーニング			
プログラム	クロストレーニング	様々な競技を体験して身体能力を高める競技団 体による体験学習			
知的能力開発 プログラム	医科学・栄養学・メンタル	レトレーニングの講義・演習			
専門プログラム	各競技特有の初歩的な技術の習得を目指す競技団体による実技指導				
特別プログラム	専門的施設や特定シーズ による体験学習	ンに実施する競技等を集中的に体験する競技団体			
測定会	トレーニングの成果及び [、] (年2回実施)	今後の方向性を確認するために実施する体力測定			
保護者サポート プログラム	効果的な育成環境づくりる レーニングの講義・演習	を目指す保護者対象の医科学・栄養学・メンタルト			



[身体能力開発プログラム]



[知的能力開発プログラム]

2 パスウェイプログラム

各競技団体指導者による適性評価(オーディション)を実施し、本人の適 性種目選択の参考とする。

【全国規模の団体が主催するタレント発掘事業への参加状況】

内 容	募集期間等 (トライアウト)	人数	選考状況等
ジャパン・ライジング・スタープロジェクト (日本スポーツ協会主催)	Webエントリー 2020.11.1~ 2021.1.31	134名	未定 ※ (R3.5決定予定)
アスリートパスウェイの戦略的支援競技別 コンソーシアムによるアスリート育成パス	第1期 2019.11.24	28名	15名
ウェイの整備事業 (スピードクライミング) (日本スポーツ振興センター委託事業)	第2期 2020.11.22	17名	8名

【JOC認定競技別強化センターの認定状況】

令和2年10月1日現在

北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州•沖縄	海外	計
10	8	13	15	8	4	2	5	2	67

※本県の「石鎚クライミングパーク SAIJO」及び香川県の「坂出市カヌー 研修センター」が認定されている。

25 障がい者スポーツ振興への支援の拡充について

【文部科学省(スポーツ庁)】

【提案・要望事項】

東京パラリンピックが醸成してきた地域の障がい者スポーツに対する関心や競技力の維持・向上など with コロナ時代に即した支援の拡充。

- (1) 障がい者が身近にスポーツを楽しむ環境の整備
 - ・障がい者のスポーツ実施率向上を図るため、既存の民間のスポーツ施設を活用した仕組みを構築し、脆弱な障がい者のスポーツ環境を改善すること。
- (2) e スポーツの推進を通じた障がい者・健常者の区分のない競技の推進 ・e スポーツを積極的に活用することで、障がい者と健常者との相互交流を促進し、障がい者の可能性を広げる取り組みを進めること。
- (3) 地方の中小企業における障がい者スポーツアスリートの雇用促進 ・中小企業向けにインセンティブを付した障がい者アスリート雇用促進制度 を創設し、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図ること。

【現状と課題(背景・理由等)】

■ 障がい者スポーツ振興への支援の拡充

東京パラリンピックは、障がい者が行うスポーツの価値や競技力の向上に大幅に寄与してきたが、今後は、スポーツの素晴らしさを一部の競技者だけでなく、多くの障がい者に身近な地域で楽しんでもらう環境づくりを進め、スポーツを通じた障がい者の社会参加の促進に取組んでいくこととしている。

(1) 障がい者が身近にスポーツを楽しむ環境の整備

障がい者専用もしくは優先スポーツ施設は、全国に 141 施設 (*1) しかなく、 障がい者が身近にスポーツを楽しむ環境は脆弱であることから (*2)、既存の民間のスポーツ施設 (スポーツクラブやスイミングクラブ等) を活用した新たな 仕組み (施設のバリアフリー化、利用料金減免、障がい者スポーツ指導員の養成・派遣) を構築していく必要がある。(*3)

(2) e スポーツの推進を通じた障がい者・健常者の区分のない競技の推進

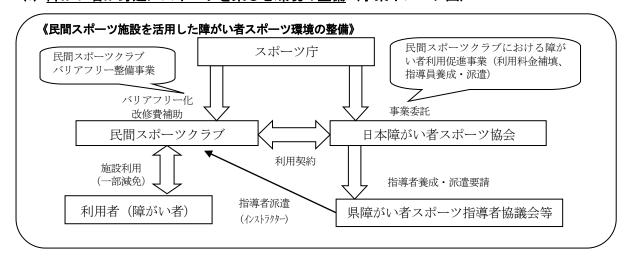
e スポーツは、障がいの垣根なく取り組める特性があることから、障がい者への普及を図ることで、新たな活躍の場の創出や社会参加の機会の提供に繋がるなど、共生社会実現のツールとしての活用が見込まれるほか、オンラインで対戦・交流できることから、コロナ禍においても安心して実施することが可能である。一方で社会問題化しているゲーム依存症の対策を講じつつ、5 Gオンラインや障がい者専用デバイスなど最新技術を活用し、e スポーツのバリアフリー化を推進することなどにより、障がい者の可能性を広げることができるよう、健常者とも容易に競技・交流が行える環境を整備する必要がある。

(3) 地方の中小企業における障がい者スポーツアスリートの雇用促進

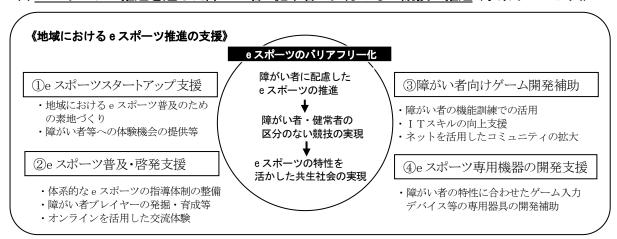
東京パラリンピックに向け、本県ではパラスポーツコーディネーターを設置し、地域の企業によるアスリート雇用に向けた活動を行っているが、地方の中小企業では、資金的な面からアスリート活動に専念できるような環境整備は難しく、雇用につながりづらい状況にあることから、中小企業向けにインセンティブを付した障がい者アスリート雇用促進制度を創設し、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図る必要がある。(*4)

県担当部署:観光スポーツ文化部 スポーツ局 地域スポーツ課

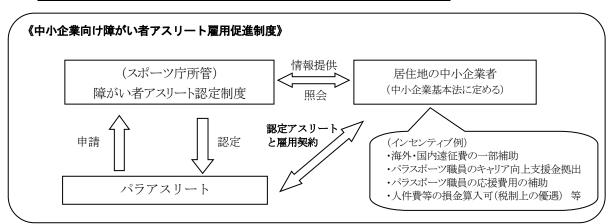
(1) 障がい者が身近にスポーツを楽しむ環境の整備(事業イメージ図)



(2) e スポーツの推進を通じた障がい者・健常者の区分のない競技の推進(事業イメージ図)



(3) 地方の中小企業における障がい者スポーツアスリートの雇用促進(事業イメージ図)



【実現後の効果】

障がい者スポーツ振興への支援を拡充していくことで、障がい者の社会参加 の推進や社会における障がいへの理解の促進など、コロナ禍においても、スポーツを通じた共生社会の実現に大きく寄与することになる。

- *1 障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2018 (笹川スポーツ財団)
- *2 全国のスポーツクラブ数 5,311 件 (平成 28 年経済センサス基礎調査 (総務省統計局))
- *3 成人障がい者の週1回以上のスポーツ実施率は20.8%(国の目標値は40%程度)
 - → 第2期スポーツ基本計画(H29.3.24文科大臣決定)
- *4 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率制度とは別制度